## 1 事業目的

本事業は、学生等を対象に、県内中小企業・小規模企業(以下、「中小企業等」) における短期・長期のインターンシップを実施し、学生や若者と中小企業等との 相互理解や地元企業への就職意識の向上を図り、若者の県内企業への就職・定着 を促進し、ひいては、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

#### 2 契約期間

契約日から令和3年3月24日(水)まで

### 3 事業内容

以下の事業を実施するものとする。

(1) インターンシップの実施

大学生、短期大学生、高等専門学校生等(高校生は除く。以下「学生等」とする。)を対象に県内中小企業等において、企業・学生等双方にとって意義のある 短期および長期のインターンシップを実施する。

- ①受入企業の開拓及び受入企業への事前説明の実施
  - ・インターンシップの受入企業の開拓を行うこと。
  - ・受入先は、三重県内に本社又は事業所を有する企業、法人等とし、中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもの)を優先すること。
  - ・受入企業の開拓に際しては、「みえの企業まるわかりNAVI」や、別途 県が運営する「インターンシップ情報サイト(仮称)」に掲載されている 情報を参考にするとともに、「みえ食の"人財"育成プラットフォーム」 (事務局:三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課)と連携して 企業開拓を行うこと。
  - ・受入企業によるそれぞれのインターンシッププログラムについては、各 企業の実施担当者とも打ち合わせを行い、各企業・学生等の双方に有意義 なものになるよう受託者において工夫すること。また、企業実施担当者へ の事前説明等を行い、学生等の受入れにあたってのノウハウ等を説明す ること。特に受入企業にとって、何を目的・成果として当事業に取り組む のかを明確にすること。
  - ・インターンシップ実施中の学生等及び受入企業に対する支援を行うこと。
  - ・インターンシップ終了後、学生等及び受入企業のフォローアップやアンケートを行うこと。特に学生等には終了後に自身にどういう成果・成長があったかなどを確認できるアンケートを、受入企業に対しては受け入れた

ことによってどういう成果が表れたか確認できるようなアンケートを実施するとともに、過去3年間に受け入れたインターンシップ生の採用実績数を照会すること。アンケートの実施については、事前に県と協議すること。また、事業実施にあたり、学生等及び受入企業には、成果を公表するため、必要となる情報を開示することの理解を求めること。

- ②インターンシップ参加者(以下、「参加者」)の募集
  - ・インターンシップに参加する学生等の募集を行うこと。
  - ・参加者の募集に際しては、大学等を訪問し、事業の周知に努めること。各 大学や県等と協議し、承諾が得られれば大学での募集ができるよう努める こと。
  - ・インターンシップ募集のための説明会を開催すること。開催の時期、場所、 回数等は、効果的な方法を検討し、県と協議すること。
- ③受入企業と参加者のマッチングの実施 受入企業及び参加者の希望を調整し、インターンシップのマッチングを行 うこと。
- ④事前研修会

参加者に対して、インターンシップを円滑かつ効果的に実施するための事前研修を行うこと。なお、本研修会の対象に受入企業を含めることは差し支えない。

- 実施回数 2回
- ・実施時期 1回目は6月までに、2回目は2月までに実施
- 実施場所 三重県内

なお、6月までに実施する研修については、三重県学生就職連絡協議会 (幹事校:鈴鹿大学)を通じて県内高等教育機関に開催を通知することを 必須とする。

- ⑤短期および長期インターンシップの実施
  - ア) 短期インターンシップ
  - ・実施日数は、1~3日間程度とする。
  - ・実施内容は、東京商工会議所が実施する東商リレーションプログラムも 参考とし、単なる企業見学ではなく、参加者が主体的に企業の魅力を発 見できるようなプログラムとすること。(※上記団体への電話等による 問い合わせはご遠慮下さい。)

参考URL: <a href="https://www.cci-job.net/contents/text/c110/">https://www.cci-job.net/contents/text/c110/</a>

- イ)長期インターンシップ
- ・実施期間は概ね1か月以上とし、実施日数は、実働15日以上とすること。
- ・実施内容は、単なる就労体験ではなく、企業や地域の課題解決に資するプログラムとすること。

# ウ) 共通事項

・実施人数は、短期および長期インターンシップ全体で20人以上とし、各 インターンシップの種別毎に次の人数以上とすること。

短期インターンシップ:15人以上 長期インターンシップ:5人以上

- ・実施人数において、県外の大学等に在籍する学生等を3割以上とすること。
- ・受入企業数は10社以上とすること。
- ・対象者は学生等(大学等の所在地は問わない)とし、県外にあっては、三重県と就職支援に関する協定を締結している大学(※)に在籍している者を優先とすること。

※立命館大学、近畿大学、龍谷大学、同志社大学、関西大学、愛知学院大学、中部大学、愛知大学、愛知工業大学、金城学院大学、至学館大学、京都女子大学、関西学院大学、名古屋学院大学、京都産業大学、立命館アジア太平洋大学、京都橘大学、専修大学、神戸学院大学、日本福祉大学(令和2年3月1日時点。今後、協定締結校が増えた場合も優先の対象とする)

- ・インターンシップ実施に際しては、「職業安定法」、「労働者派遣事業の適 正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等、関係法令を遵 守すること。
- ・受入先企業での事故等の賠償に対応するため、参加者に対して傷害及び損害賠償保険を付保すること。
- ・インターンシップ実施中の参加者及び企業に対する支援を行うこと。
- ・インターンシップ終了後、参加者及び受入企業のフォローアップやアンケートを行うこと。

#### ⑥事後研修会

インターンシップで得られた成果発表や課題を参加者や関係者で共有するための事後研修会を開催すること。なお、本研修会の対象に受入企業を含めることは差し支えない。

- 実施回数 2回
- ・実施時期 1回目は10月までに、2回目は3月中旬までに実施
- 実施場所 三重県内

なお、10月までに実施する研修については、三重県学生就職連絡協議会(幹事校:鈴鹿大学)を通じて県内高等教育機関に開催を通知することを必須とする。

## (2) 参加者等の募集、広報等

上記(1)事業の参加者及び参加企業募集のため、以下の4点など各種広報媒体や方法を組み合わせるなどして効果的な広報を行い、周知を図ること。

- ①ホームページの作成
- ②チラシの作成及び発送
- ③企業や商工団体への訪問
- ④大学等の訪問

### (3) 完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、データを入れた電子記憶媒体1部を県に提出すること。

特に以下の点について、県民からみてわかりやすい報告内容を記載すること。

- ①インターンシップ終了後の学生等のアンケート結果とその分析
- ②インターンシップ終了後の受け入れ企業のアンケート結果とその分析
- ③インターンシップの実施にあたって判明した課題と今後の改善点等
- ④その他、今後の事業実施にあたって参考となる情報

## 4 委託費

- (1)委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。 なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払い をすることができるものとする。
- (2) 参加者に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。

#### 5 受託上の留意点

- (1) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、 実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (3)本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人

格権を行使しないものとする。

- (4)業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5)この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、三重県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(8) 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義 務)に準じ適切に対応するものとする。

- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
  - ① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
    - ア 断固として不当介入を拒否すること。
    - イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
    - ウ 発注所属に報告すること。
    - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
  - ② 契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

# 6 その他

(1) 三重U・Iインターンシップ推進協議会への参加

「三重U・I インターンシップ推進協議会」(事務局:県雇用経済部雇用対策課)が実施する意見交換会に参加すること。

○意見交換会

推進協議会委員(大学、商工団体、企業等、関係機関)等が集まる会合。

- ・開催時期(予定)7月、2月
- ・開催回数(予定)2回
- (2) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に 当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取 り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の 承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後 においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、 その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

- 第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護 責任者」という。」)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を 定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び 作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に 従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲 が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外 の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義 務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果 について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行う ものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。 また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6 項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合 は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項 の承諾を得なければならない。
  - 一 再委託する業務の内容
  - 二 再委託先
  - 三 再委託の期間
  - 四 再委託が必要な理由
  - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
  - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
  - 七 再委託先の監督方法
  - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載し

た書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守 させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委 託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の 求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。 (個人情報の適正管理)
- 第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
  - 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に 個人情報を保管すること。
  - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
  - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
  - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
  - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及 びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、 定期的に点検すること。
  - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人 情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
  - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、 個人情報を扱う作業を行わせないこと。
  - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつなが ると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしない こと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が 指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合 は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

- 第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は 自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に 基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任 者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければなら ない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じ なければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

- 第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるもの とし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して 必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

- 第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、 可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に 努めなければならない。

(契約の解除)

- 第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。 (損害賠償)
- 第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。